

告 示

埼玉県公安委員会告示第207号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、平成23年8月9日から施行する。

平成23年7月29日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

別表中

「

運 転 免 許 証 更 新 申 請 書 運 転 免 許 証 の 更 新 期 間 前 に お け る 免 許 証 の 更 新 申 請 書	次のいずれかに該当する者が運転免許証の更新を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
	(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
	(2) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の3に規定する一般運転者		
	(3) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者		
	(4) 道路交通法施行規則第38条第11項ただし書に該当する者		
	前記受付区分に該当しない者が運転免許証の更新を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後2時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	
	次のいずれかに該当する者が国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の更新を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）
	(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考		

	考一の 2 に規定する優良運転者		
	(2) 道路交通法施行令第37条の 6 及び第37条の 6 の 2 に該当する者		

」

を

「

運 転 免 許 証 更 新 申 請 書	次のいずれかに該当する者が運転免許証用写真を持参しないで運転免許証の更新を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前 8 時30分から午前11時まで及び午後 1 時から午後 3 時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警 察 署 を 除く。）
運 転 免 許 証 の 更 新 期 間 前 に お け る 免 許 証 の 更 新 申 請 書	(1) 道路交通法第92条の 2 第 1 項の表備考一の 2 に規定する優良運転者 (2) 道路交通法第92条の 2 第 1 項の表備考一の 3 に規定する一般運転者 (3) 道路交通法施行令第37条の 6 及び第37条の 6 の 2 に該当する者 (4) 道路交通法施行規則第38条第11項第 1 号ただし書に該当する者	日曜日から金曜日までの日の午前 8 時30分から午前11時まで及び午後 1 時から午後 3 時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻 巣 405 番 地 4 ）
	前記受付区分の(1)から(4)までのいずれにも該当しない者が運転免許証用写真を持参しないで運転免許証の更新を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前 8 時30分から午前11時まで及び午後 1 時から午後 2 時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。	
	次のいずれにも該当しない者が運転免許証用写真を持参して運転免許証の更新を申請するとき。 (1) 道路交通法第103条の規定により免許の効力が停止されている者 (2) 運転免許証の再交付の申請と同時に更新を申請する者	火曜日から金曜日までの日の午前11時15分から午前11時45分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。	

	次のいずれかに該当する者が国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の更新を申請するとき。 (1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者 (2) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）
--	--	---	--

」

に改める。